

## (1) 今後の保育園経営改革の検討について

## I 現在の公立保育園の状況

## 1. 職員の状況

現在、町にはけやき保育園、さくら保育園の2園がある。令和3年5月1日現在の定員及び職員配置は、以下のとおりである。

保育園名	定員数	職員数	非正規保育士
			うち非正規職員数 比率
けやき保育園	120名	26名	17名 65.38%
さくら保育園	125名	37名	26名 70.27%

## 2. 運営経費の状況

現在、保護者負担金以外は町の一般財源で負担し運営している。国や県からの補助金はない\*。なお、民営化した場合は保護者負担金のほか、国からの補助金(1/2)、県からの補助金(1/4)、町からの補助金(1/4)で運営することになる。

※地方交付税として交付される金額の一部に含まれる。運営に必要となる経費(需要額)と収入額との差額が国から交付される。

## II 基本的な考え方

## 1. 保育料について

児童福祉法により公立・私立を問わず、通常保育料の設定、徴収は市町村が行うこととなっている。そのため、私立保育園が自ら通常保育料を設定、徴収することはできず、民営化されても通常保育料が変動することはない。

## 2. 保育内容について

指導面については、国が定める保育指針に基づき実施するため、公立・私立で大きな違いはない。また、施設面についても、国または町の基準に基づき職員配置、施設整備を行うため、違いはない。

## III 公立保育園の抱える課題

## 1. 財政補助について

民営化し、国や県から補助金を受けられる場合の試算額は、下記のとおりである。

なお、延長保育の実施など、更なる保育サービス提供を図る際も、保育園が実施する場合には運営費に対する負担制度が設けられていないものがあり、一般財源を必要とする。

(単位：円)

	補助対象額	国庫負担金	県負担金	町補助金	保育料
けやき保育園	90,034,950	39,662,596	16,799,876	26,059,678	7,512,800
さくら保育園	105,001,400	46,995,187	19,937,816	30,268,127	7,800,270

※令和2年度の支出を参考に算出。

けやき保育園

歳出	歳入								
保育園運営費委託料  90,034,950円	<table border="1"> <tr> <td>国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">39,662,596円</td> </tr> <tr> <td>県負担金</td> <td style="text-align: right;">16,799,876円</td> </tr> <tr> <td>町補助金</td> <td style="text-align: right;">26,059,678円</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td style="text-align: right;">7,512,800円</td> </tr> </table>	国庫負担金	39,662,596円	県負担金	16,799,876円	町補助金	26,059,678円	保育料	7,512,800円
国庫負担金	39,662,596円								
県負担金	16,799,876円								
町補助金	26,059,678円								
保育料	7,512,800円								

さくら保育園

歳出	歳入								
保育園運営費委託料  105,001,400円	<table border="1"> <tr> <td>国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">46,995,187円</td> </tr> <tr> <td>県負担金</td> <td style="text-align: right;">19,937,816円</td> </tr> <tr> <td>町補助金</td> <td style="text-align: right;">30,268,127円</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td style="text-align: right;">7,800,270円</td> </tr> </table>	国庫負担金	46,995,187円	県負担金	19,937,816円	町補助金	30,268,127円	保育料	7,800,270円
国庫負担金	46,995,187円								
県負担金	19,937,816円								
町補助金	30,268,127円								
保育料	7,800,270円								

合計

歳出	歳入								
保育園運営費委託料  195,036,350円	<table border="1"> <tr> <td>国庫負担金</td> <td style="text-align: right;">86,657,783円</td> </tr> <tr> <td>県負担金</td> <td style="text-align: right;">36,737,692円</td> </tr> <tr> <td>町補助金</td> <td style="text-align: right;">56,327,805円</td> </tr> <tr> <td>保育料</td> <td style="text-align: right;">15,313,070円</td> </tr> </table>	国庫負担金	86,657,783円	県負担金	36,737,692円	町補助金	56,327,805円	保育料	15,313,070円
国庫負担金	86,657,783円								
県負担金	36,737,692円								
町補助金	56,327,805円								
保育料	15,313,070円								

123,395,475円

この金額が、在宅で子育てを行う家庭に対する支援など、別の事業に活用することが、できるようになる。

## IV運営・経営について

### 1. 運営手法について

	公設民営		民設民営
	運営委託	指定管理者	
設置主体	町（公立）	町（公立）	事業者（私立）
運営主体	受託先事業者	指定先事業者	事業者
業務の範囲	運営	管理及び運営	管理及び運営
施設管理・修繕等	町	指定管理条件により異なる	事業者
経費の支弁	委託料として町が支出		保育園運営費により支弁
入園事務及び保育料決定、徴収	町		

### 2. 運営手法の詳細について

運営委託	保育業務のみを事業者に委託する。国等による経費の支弁はない。施設の維持管理は町が引き続き行う。 なお、委託期間は原則3年以内となる。
指定管理者	あらかじめ指定する指定管理期間において、施設の管理及び運営を任せられる手法。国等による経費の支弁はない。施設の維持管理は指定条件により異なるが、基本的に大規模修繕等を町が行う。 なお、指定管理期間は基本5年間とし、業務内容等により延長又は短縮できる。
民設民営	土地、建物を民間に譲渡又は貸与し、保育を実施する手法。国等による経費の支弁がある。施設の管理は、譲渡している場合は事業者が行う。 なお、運営期間等は、土地又は建物を貸与する方式を採った場合に、その契約年数により一定の制限を受ける。

### 3. 設置主体別の特長と性格

	町（公立）	事業者（私立）
特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅で子育てを行う家庭を含めた、すべての子育て家庭への支援を図る</li> <li>●長い年月をかけて培ったノウハウを基に、保育の質の確保・向上につなげる役割を担う</li> <li>●障害のある児童も積極的に受け入れられるよう、支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営ノウハウを生かした運営により、保育サービスの量的確保の中心的役割を担う</li> <li>●多様化する保育需要に対応するため、保育の質の確保に取り組むことが求められる</li> <li>●運営主体となる法人格の多様性から、独自の保育理念に基づく特長ある保育を提供している</li> </ul>
性格	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会経済情勢に左右されない安定的な保育サービスの提供</li> <li>○行政機関の一部として、困難を抱える家庭への支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営主体となる法人格の多様性、保育理念に基づく特長ある保育の提供</li> <li>○新たな保育ニーズ等への柔軟な対応</li> </ul>

### 4. 運営主体の詳細

社会福祉協議会	福祉サービスの向上に向けて活動を行う法人。
NPO法人	不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的に活動する法人。
社会福祉法人	保育・医療・介護などの社会福祉事業を行うために設立された公益法人。
学校法人	私立の学校を設置し、運営を行う法人。
株式会社・有限会社	営利目的で事業を展開する法人。職員が社会復帰できるよう企業型保育園を設立していることもある。